

中間試験 (2022.05.20.実施) 解説

2022.05.25. 佐藤

I. 全体についての講評

1. 全体

論理的記述を行うこと。

1. 答案全体についての問題として、論理的記述のできていないものが多い。設問についての以下の講評の中で提示している単語が登場はするが、それが論理的につながっていない答案が多い。設問の1. から4. は、あくまで論理的に記述することができるために設定した設問である。関連する単語が登場することよりも、論理的に記述できていることの方が重要である。
2. 前提として、自分の頭で考えること。丸暗記しても、論述は解答できない。どのように論理がつながっていくのかを考えてもらいたい。
3. なお、中間試験ではいつものことではあるが、勉強せずに受験している。

2. 各設問

1. 論点は、法的論点でなければならない。講義テーマは法的論点ではない。
他の設問と同じ配点であるのだから、しっかりと考えたうえで解答すること。
2. 法内容の説明の「法」は、法学入門で法源として述べられたこと。
法律条文の数字だけを書いても意味はない。中身を書かなければならない（言うまでもないことだが、中身とは、条文を書き写すことではない）。
3. 諸説は、少なくとも講義で述べたレベルの内容は記述されていなければならない。
講義で述べたように、説の名称だけを書いても解答にはならない。説の名称は説の内容を理解するための手がかりにすぎないので、説の内容を書かなければならない。
説は、判断基準についての様々な考え方ですので、特定の結論が導き出されるものではない。いかなる結論となるかは、ケース・バイ・ケース。
4. 自説の述べ方は、一回生「法学ライティング」等の講義で学習した内容が必要。
5. わずかの新聞記事から事例についての判断などはできない
6. 全体をみて採点した。個々の部分だけだと以下の解答例に近いことが記載されていても、他の部分から判断して、理解できていないと考えられる場合には、部分点は出していない。

3. 記述方法

1. 答案作成の前に、論理を組み立てた上で、書き始めること。
2. 今回の中間試験で、自分のペースがつかめたと思うので、最終試験では、試験開始の最初5分間は書き始めないで、解答の構想を練る時間にあてる、などの対処を各自でとること。
3. 情緒的な記述はダメ。
「広い」「狭い」、「重い」「軽い」など、論理的でない記述が多くみられた。また、要件を提示する記述の中で「など」と書く、「～について」「～に関する」という記述等、ごまかそうとしている記述も見られた。
4. 書き方の訓練をしたい者がいれば対応する。

II. 個別の問題についての講評

問題：以下の①から②の新聞記事のうちから一つを選び、次の点につき答えなさい。

1. 記事において問題となっている労働法上の論点
2. その論点の前提となる法内容の説明
3. その論点に関する諸説
4. その論点に関する自らの見解

①阿久根市事件

朝日新聞 2009 年 10 月 23 日

鹿児島県阿久根市の竹原信一市長（50）が、市庁舎にある市職員労働組合事務所の使用許可取り消し処分を決め、市職労が市と市長を相手取り処分取り消しを求めている訴訟で、鹿児島地裁（牧賢二裁判長）は23日、市職労側の訴えを全面的に認め、事務所退去の処分を取り消す判決を言い渡した。竹原市長は退去通告時には「市職労は長年使用料や光熱費を払っておらず、不当な便宜供与。市民の役に立っていない」と理由を説明したが、初弁論時は「公務員の待遇のあり方全体にも影響を与える事件で、裁判官も公平な立場を取りえないと考えられる」とする答弁書を出して出廷を拒否。

1. 労働法上の論点

- 1.要点：便宜供与の使用による一方的廃止と団結権侵害の成否
- 2.採点基準：項目があれば、△。日本語になっていれば、○。

2. 法状況の説明

- 1.要点：労組法2条、7条→労働組合の権利とは規定されていない→法解釈へ財産権・施設管理権、団結権の内容
最高裁判決（日産自動車事件）
- 2.採点基準：部分的に述べられていれば△。全体としてだいたい述べられていれば、○。

3. 諸説

- 1.要点：組合保障論→団結権
労使合意論→民法597条
- 2.採点基準：説が述べられているだけだと、△。
内容（とりわけ根拠）が述べられていれば、○。

4. 自説

- 2.採点基準：自らの立場が選択されていることが最低限必要。
採用しない説についての反論があれば、○。

②エクソンモービル事件

朝日新聞 2005 年 06 月 25 日

名古屋市港区のエクソンモービル名古屋油槽所で03年8月、作業員6人が死亡した火災で、団体交渉で会社側が事故経過を明らかにしないのは労働組合法の不当労働行為にあたるとして、エクソンモービル社（東京）のスタンダード・ヴァキューム石油自主労働組合（大阪、組合員33人）は24日、愛知県労働委員会に不当労働行為の救済の申し立てをした。同労組によれば、事故経過などを明らかにするように会社側に団体交渉を通じて、30回以上にわたり要求。当初、会社側は「警察、消防が調査中」などを理由に事故経過の公表を拒否。今年4月の団体交渉からは「事故そのものの扱いは団体交渉事項ではない」と説明を拒否したという。

1. 労働法上の論点

- 1.要点：経営事項が義務的団体交渉の交渉事項となるか否か
- 2.採点基準：交渉事項を巡る問題という趣旨を提示するのみであれば、△。
法的議論として文章で説明していれば、○。

2. 法状況の説明

- 1.要点：法的正当性の要件（当事者、担当者、対象事項、交渉態様）、裁判例
- 2.採点基準：項目の提示のみであれば、△。おおむね正確に説明できていれば、○。

3. 諸説

- 1.要点：狭義の労働条件のみであり経営事項は対象外論、
労働条件に直接関係するならば対象事項論
労働内容・雇用保障への関心からであれば対象事項
- 2.採点基準：説の提示のみでは、△。内容をおおむね正確に提示していれば、○。

4. 自説

- 1.要点：理由を示して自らの立場を選択することが最低限必要
- 2.採点基準：理由を示して立場を選択していれば、△。
説得的な理由付けができ、採用しない説の検討がされていれば、○。